

表1-5 水質基準項目および検査頻度

項	項 目	基準値	指針による 検査頻度	信楽町(1/2) 検査頻度(1箇所/年) 検査場所						
				浄 水						
				浄水場 (出口)	浄水場 (末端)	浄水場 (末端)	追加塩素設備 (末端)	浄水場 (末端)	浄水場 (末端)	追加塩素設備 (末端)
				第1・2水源系	第3水源系	牧水源系	第1・2水源系	小川水源系	中野水源系	中野水源系
				南新田加圧所	信楽地域市民セ ンター	雲井消防器具庫	南新田老人 憩いの家	小川浄水場	小原地域市民セ ンター	畑消防器具庫
1	一般細菌	100個/ml以下	毎月	12	12	12	12	12	12	12
2	大腸菌	検出されないこと。	毎月	12	12	12	12	12	12	12
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	1回/3ヶ月	4	4	4	－	4	4	－
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	1回/3ヶ月	4	4	4	－	4	4	－
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	1回/3ヶ月	4	4	4	－	4	4	－
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	1回/3ヶ月	4	4	4	－	4	4	－
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	1回/3ヶ月	4	4	4	－	4	4	－
8	六価クロム化合物	0.02mg/l以下	1回/3ヶ月	4	4	4	－	4	4	－
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	1回/3ヶ月	4	4	4	－	4	4	－
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	1回/3ヶ月	4	4	4	4	4	4	4
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	1回/3ヶ月	4	4	4	－	4	4	－
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	1回/3ヶ月	4	4	4	－	4	4	－
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下	1回/3ヶ月	4	4	4	－	4	4	－
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	1回/3ヶ月	4	4	4	－	4	4	－
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	1回/3ヶ月	4	4	4	－	4	4	－
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	1回/3ヶ月	4	4	4	－	4	4	－
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	1回/3ヶ月	4	4	4	－	4	4	－
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	1回/3ヶ月	4	4	4	－	4	4	－
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	1回/3ヶ月	4	4	4	－	4	4	－
20	ベンゼン	0.01mg/l以下	1回/3ヶ月	4	4	4	－	4	4	－
21	塩素酸	0.6mg/l以下	1回/3ヶ月	4	4	4	4	4	4	4
22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	1回/3ヶ月	4	4	4	4	4	4	4
23	クロロホルム	0.06mg/l以下	1回/3ヶ月	4	4	4	4	4	4	4
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	1回/3ヶ月	4	4	4	4	4	4	4
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下	1回/3ヶ月	4	4	4	4	4	4	4
26	臭素酸	0.01mg/l以下	1回/3ヶ月	4	4	4	4	4	4	4
27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	1回/3ヶ月	4	4	4	4	4	4	4
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	1回/3ヶ月	4	4	4	4	4	4	4
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	1回/3ヶ月	4	4	4	4	4	4	4
30	ブロモホルム	0.09mg/l以下	1回/3ヶ月	4	4	4	4	4	4	4
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	1回/3ヶ月	4	4	4	4	4	4	4
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下	1回/3ヶ月	4	4	4	－	4	4	－
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	1回/3ヶ月	4	4	4	－	4	4	－
34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	1回/3ヶ月	4	4	4	－	4	4	－
35	銅及びその化合物	1.0mg/l以下	1回/3ヶ月	4	4	4	－	4	4	－
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	1回/3ヶ月	4	4	4	－	4	4	－
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	1回/3ヶ月	4	4	4	－	4	4	－
38	塩化物イオン	200mg/l以下	毎月	12	12	12	12	12	12	12
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	1回/3ヶ月	4	4	4	－	4	4	－
40	蒸発残留物	500mg/l以下	1回/3ヶ月	4	4	4	－	4	4	－
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	1回/3ヶ月	4	4	4	－	4	4	－
42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	1回/3ヶ月 発生時期に は月1回	1回/3ヶ月 発生時期に は月1回	1回/3ヶ月 発生時期に は月1回	1回/3ヶ月 発生時期に は月1回	－	1回/3ヶ月 発生時期に は月1回	1回/3ヶ月 発生時期に は月1回	－
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下								
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	1回/3ヶ月	4	4	4	－	4	4	－
45	フェノール類	0.005mg/l以下	1回/3ヶ月	4	4	4	－	4	4	－
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/l以下	毎月	12	12	12	12	12	12	12
47	pH値	5.8以上8.6以下であること。	毎月	12	12	12	12	12	12	12
48	味	異常でないこと。	毎月	12	12	12	12	12	12	12
49	臭気	臭気異常でないこと。	毎月	12	12	12	12	12	12	12
50	色度	5度以下であること。	毎月	12	12	12	12	12	12	12
51	濁度	2度以下であること。	毎月	12	12	12	12	12	12	12

省路不可項目

消毒副生成物